

## 令和2年7月3日からの大雨による災害に対する金融上の措置について

令和2年7月14日

天草信用金庫

このたびの令和2年7月3日からの大雨による被災者の皆様に対しましてお見舞申し上げます。

令和2年7月3日からの大雨による被害により災害救助法が適用された熊本県内の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講じることをお知らせ致します。

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しいたします。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印を押印していただき払戻しいたします。
3. ご事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しをいたします。  
また、当該預金等を担保とする貸付もいたします。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立をいたします。
5. 今回の災害のため支払いができない手形・小切手について、不渡りおよび取引停止に対し配慮いたします。また、電子記録債権の利用契約の解除等についても同様に配慮いたします。
6. 損傷した紙幣や貨幣の引換えをいたします。
7. 国債を紛失した場合のご相談はお気軽にお申し出ください。
8. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、融資審査に際して提出書類を必要最小限にする等の手続きの簡便化、融資の迅速化、既存融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更等、災害の影響を受けている顧客の便宜を考慮した適時的確な措置をいたします。
9. 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続き、利用による効果等の説明を含め、同ガイドラインの利用に係る相談に適切に対応いたします。
10. 罹災証明書を求めている手続きでも、市町村における交付状況等を勘案し、現況の写真の提出など他の手段による被災状況の確認や罹災証明書の後日提出を認める等、災害被災者の便宜を考慮した取扱いといたします。
11. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮いたします。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜に配慮いたします。

以 上